平成２６年（フ）第３６９号
静岡県駿東郡清水町伏見592－２　グレース伏見Ａ304、住民票上の住所静岡県沼津市戸田４番地の11
債務者　堤　ゆかり
1　決定年月日時　平成27年１月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月11日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２６年（フ）第３８０号
静岡県御殿場市板妻75番地の１　シティハイム三上202
債務者　生亀しずえ
1　決定年月日時　平成27年１月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月11日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２６年（フ）第５２９号
大阪府岸和田市西之内町56番４号
債務者　萬代　祐二
1　決定年月日時　平成27年１月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月11日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２６年（フ）第５４６号
大阪府阪南市下出513番地の１、前住所大阪府阪南市下出670番地の３－101号
債務者　長井　正夫
1　決定年月日時　平成27年１月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月11日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２６年（フ）第５４７号
大阪府阪南市下出670番地の３－101号
債務者　長井　静枝
1　決定年月日時　平成27年１月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月11日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２６年（フ）第５４８号
大阪府泉南市信達大苗代62番地泉南一丘団地19棟201号
債務者　原　外志子
1　決定年月日時　平成27年１月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月11日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２６年（フ）第５４９号
大阪府泉佐野市鶴原１丁目１番10―105号
債務者　永田　清弥
1　決定年月日時　平成27年１月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月11日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２６年（フ）第５５４号
大阪府岸和田市下松町１丁目10番３－102号、前住所大阪府岸和田市土生町2294番地ネオハイツ東岸和田駅前903号
債務者　吉岡　　僚
1　決定年月日時　平成27年１月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月11日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２６年（フ）第５６０号
大阪府和泉市伯太町１丁目９番６－101号、前住所大阪府和泉市和気町２丁目８番14―105号
債務者　又川　惠治
1　決定年月日時　平成27年１月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月11日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２６年（フ）第５６２号
大阪府泉佐野市葵町３丁目６番３号
債務者　宮城　美治
1　決定年月日時　平成27年１月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月11日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２７年（フ）第３号
大阪府泉佐野市上町１丁目６番19号Ａ－107
債務者　宇都美津子（旧姓浦川）
1　決定年月日時　平成27年１月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月11日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２７年（フ）第８号
大阪府泉大津市東助松町４丁目７番４号
債務者　横田　明子
1　決定年月日時　平成27年１月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月11日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２６年（フ）第４８５４号
大阪府豊中市服部本町３丁目９番10―403号
債務者　石原　雅規
1　決定年月日時　平成27年１月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月６日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第４９００号
大阪市住吉区遠里小野３丁目１番12－１Ｆ号
債務者　井上　忠司
1　決定年月日時　平成27年１月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月６日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第４９１６号
大阪府東大阪市小若江１丁目16番17号　サニーマンション202号
債務者　伊勢田信治
1　決定年月日時　平成27年１月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月６日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第４９２９号
大阪市住之江区新北島７丁目２番３－1205号
債務者　黒木　章文
1　決定年月日時　平成27年１月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月６日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第４９４７号
大阪市北区中津３丁目３番19―802号
債務者　山東　千香
1　決定年月日時　平成27年１月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月６日まで
大阪地方裁判所第６民事部